

「指定訪問介護・第一号訪問介護（ホームヘルプ）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定 第2171500545号)
(中津川市指定 第2171500545号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1.	事業者	2
2.	事業所の概要	2
3.	事業実施地域及び営業時間	2
4.	職員の体制	3
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6.	サービスの利用に関する留意事項	7
7.	緊急時における対応方法	9
8.	苦情の受付について	9
9.	個人情報の使用にかかわる同意	10

1. 事業所

- (1) 法人名 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 岐阜県中津川市かやの木町2番5号
(3) 電話番号 0573-66-1111
(4) 代表者氏名 会長 三浦 博行
(5) 設立年月 昭和53年2月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成17年4月1日指定
岐阜県2171500545号
指定第一号訪問介護・平成30年4月1日
中津川市2171500545号
- (2) 事業の目的 訪問介護・第一号訪問介護
- (3) 事業所の名称 中津川市社会福祉協議会訪問介護事業所・平成17年4月1日指定
岐阜県2171500545号
中津川市社会福祉協議会訪問介護事業所・平成30年4月1日
中津川市2171500545号
- (4) 事業所の所在地 岐阜県中津川市付知町5881番地32
- (5) 電話番号 0573-82-3174
- (6) 事業所長（付知支所長）氏名 伊藤 理江
事業所管理者 氏名 粥川 善子
- (7) 当事業所の運営方針
- ① 訪問介護従事者は、契約者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事及び外出時の移動の介護その他の生活全般にわたる援助。
 - ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供。
- (8) 開設年月 平成17年4月1日
- (9) 中津川市社会福祉協議会付知支所が行っている他の業務
付知支所では、次の事業もあわせて実施しています。
- [居宅介護支援] 平成17年4月1日指定 岐阜県2171500453号
[通所介護] 平成17年4月1日指定 岐阜県2171500461号
[第一号通所介護] 平成30年4月1日指定 中津川市2171500461号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 中津川市内
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日 ただし、国民の祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。営業日以外でも必要によっては応じます。
受付時間	月～金 午前8時15分～午後5時15分
サービス提供時間帯	月～金 午前8時15分～午後5時15分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び訪問型サービスみなしを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- | | |
|--------------|-------|
| 1. 管理者 | 1 人 |
| 2. サービス提供責任者 | 1 人以上 |
| 3. 訪問介護員 | 3 人以上 |

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、8割及び7割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

- 身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
- 生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の援助を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

- 排せつ介助（トイレ、ポータブル、おむつ交換）
- 食事介助（食事摂取、特段の専門的配慮をもっておこなう調理、水分補給）
- 特段の専門的配慮をもって行う調理…流動食や特別食を作ります。
- 清拭（全身・部分清拭）
- 入浴介助（入浴介助、部分浴）…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などをします。
- 洗面、整容…洗面、髭の手入れ等行います。
- 更衣介助…着替えのお手伝いを行います。
- 体位交換
- 移動・移乗介助…車いす・ベッド等への移乗をおこないます
- 通院・外出介助…受診のお手伝いや、交通機関への乗降の介助を行います。
- 起床・就寝介助
- 服薬介助…一包化されたお薬の内服をお手伝いします。
- 自立支援のための見守り介助…ご本人と一緒にいる調理や家事、入浴・更衣の見守り、移動の見守りを行います。

② 生活援助

- 調理・配下膳…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買い物・投棄受取…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

訪問介護のサービス料金は身体介護と生活援助に分かれ、尚かつ認定介護度と所要時間により利用料金が分かれますので、担当者におたずね下さい。

（料金体系は、介護保険法に定められた料金です。）

① 指定訪問介護を利用した場合

	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	1. 利用料金	2,500 円	3,960 円	5,790 円	+840 円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1割 2,250 円	3,564 円	5,211 円	+756 円
		2割 2,000 円	3,168 円	4,632 円	+672 円
		3割 1,750 円	2,772 円	4,053 円	+588 円
	3. サービス利用に 係る自己負担額	1割 250 円	396 円	579 円	+84 円
		2割 500 円	792 円	1,158 円	+168 円
		3割 750 円	1,188 円	1,737 円	+252 円

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	4. 利用料金	1,830 円	2,250 円
	5. うち、介護保険 から給付される金額	1割 1,647 円	2,025 円
		2割 1,464 円	1,800 円
		3割 1,281 円	1,575 円
	6. サービス利用に 係る自己負担額	1割 183 円	225 円
		2割 366 円	450 円
		3割 549 円	675 円

☆ 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間 20 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は、身体介護の利用料金に次の金額が加算されます。

サービスに要する時間	生活 20 分以上	生活 45 分以上	生活 70 分以上
複合サービス（身体介護に引き続き生活援助を行った場合）			
1. 利用料金	+670 円	+1,340 円	+2,010 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1 割+603 円 2 割+536 円 3 割+469 円	+1,206 円 +1,072 円 +938 円	+1,809 円 +1,608 円 +1,407 円
3. サービス利用に係る自己負担額	1 割+ 67 円 2 割+134 円 3 割+201 円	+134 円 +268 円 +402 円	+201 円 +402 円 +603 円

② 第一号訪問介護を利用した場合（月単位の定額）

		週 1 回程度	週 2 回程度	週 2 回程度を超える
要支援 1	1. 利用料金	11,760 円	23,490 円	
	2. うち、介護保険から給付される金額	1 割 10,584 円 2 割 9,408 円 3 割 8,232 円	21,141 円 18,792 円 16,443 円	
	3. サービス利用に係る自己負担額	1 割 1,176 円 2 割 2,352 円 3 割 3,528 円	2,349 円 4,698 円 7,047 円	

		週 1 回程度	週 2 回程度	週 2 回程度を超える
要支援 2	1. 利用料金	11,760 円	23,490 円	37,270 円
	2. うち、介護保険から給付される金額	1 割 10,584 円 2 割 9,408 円 3 割 8,232 円	21,141 円 18,792 円 16,443 円	33,543 円 29,816 円 26,089 円
	3. サービス利用に係る自己負担額	1 割 1,176 円 2 割 2,352 円 3 割 3,528 円	2,349 円 4,698 円 7,047 円	3,727 円 7,454 円 11,181 円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆本事業所は、山村振興法により規定された振興山村として「特別地域加算」をうけています。そのため介護保険給付、予防介護給付ともに、加算を受けていない事業所に比べて通常の料金より、15%増しの利用料金となります。（特別地域訪問介護加算）

☆新規に訪問介護計画書を作成した方に、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回加算として 200 円加算されます。

☆訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成した場合、3 か月間の間 100 円の生活機能向上連携加算がされます。

☆本人や家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護に限る）を行った場合、緊急時訪問介護加算として100円加算されます。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

＊2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆介護職員処遇改善加算Ⅲとして、1ヶ月の総単位数×5.5%より算出した額をいただきます。

☆特定事業所加算Ⅰとして、1ヶ月の総単位数×20%より算出した額をいただきます。

☆介護職員等ベースアップ等支援加算として、1ヶ月の総単位数×2.4%より算出した額をいただきます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

○介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|--|
| ア. 指定口座への振り込み
イ. 指定金融機関口座からの自動引き落とし |
|--|

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	500円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。
訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事

業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で提供させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただく場合もあります。

（４）サービス内容の変更（契約書第１０条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（５）訪問介護員の禁止行為（契約書第１４条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及び喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

（６）サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点、サービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。

（サービス提供責任者の連絡先は 電話 ０５７３－８２－３１７４です。）

＜サービス提供責任者の業務＞

- ①訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑦訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧その他サービスの内容の管理について必要な業務

７．緊急時における対応方法（契約書第１５条参照）

本事業所は、サービスの提供中にご契約者の病変及び事故が生じた場合、必要な措置を講ずるとともに以下の対応を行います。

- ① 契約時に教えて頂いた（別紙）家族ないし緊急連絡先へ電話等により連絡する。
- ② 主治医への連絡及び家族への指示、依頼する場合があります。
- ③ 急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請します。家族への報告は事後となる場合があります。

＊対応可能な時間：６：００～２２：００

8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 中津川市付知町5881番地32
社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会付知支所
(担当者) 指定訪問介護事業所 管理者 粥川 善子
(電話) 0573-82-3174
○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:15～17:15

＜苦情解決責任者＞ [職名] 付知支所長 伊藤 理江

なお、苦情・相談が解決に至らなかった場合、本会では「苦情解決第三者委員」の設置をしております。

＜苦情解決第三者委員＞

名 前	連 絡 先
早 川 一 敏	電 話 0573-69-4557
小 池 朝 道	電 話 0573-82-3823

（2）行政機関その他苦情受付機関

中津川市役所 介護保険担当課	所在地 岐阜県中津川市かやの木町2番5号健康福祉会館 電話番号 0573-66-1111（内613） FAX 0573-62-0058 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内 電話番号 058-273-1111 FAX 058-277-0431 受付時間 午前9時から午後5時
岐阜県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内 電話番号 058-273-1111 FAX 058-277-0431 受付時間 午前9時から午後5時

9. 福祉サービス第三者評価事業 実施状況について

福祉サービス第三者評価事業とは、利用者が自ら福祉サービスを選択・決定するため福祉サービスの質の向上をめざした公正・中立な第三者機関による福祉サービスの評価事業です。

実施状況 無し

10. 個人情報の使用にかかわる同意

使用目的

- ・ 介護サービスの提供
- ・ 利用者の訪問介護計画を立案し、円滑にサービスが提供される為のサービス担当者会議での情報提供
- ・ 介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整等

- ・ 他の居宅サービス事業者からの照会、居宅介護支援事業者からの照会
- ・ その他サービス事業者に関して必要性がある場合
- ・ 行政機関が行うサービス担当者会議等
- ・ 行政機関への相談又は届け出等
- ・ 医療機関、主治医との連携
- ・ 介護保険請求のための事務関係
- ・ 賠償責任保険等にかかわる保険会社等への相談や届け出等使用にあたっての条件
- ・ 必要最小限とし提供にあたっては関係者以外に漏れることがないように注意いたします。
- ・ 個人情報を使用した場合、その内容や提供した相手について記録しておきます。又、要望があれば開示します。
- ・ 情報提供について同意しがたい事項がある場合はその旨を申し出てください。申し出がないばあいは同意して頂けたものとして取り扱わせて頂きます。ただし、後から変更されることは可能です。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

中津川市社会福祉協議会訪問介護・第一号訪問介護事業所

(氏 名) _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護・訪問型サービスみなしの提供開始に同意しました。

また、主治医及びサービス提供事業者等から居宅サービス計画（ケアプラン）の内容について情報提供を求められた場合は、その情報提供について同意します。

利 用 者

住 所 中津川市 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人（家族）

住 所 _____

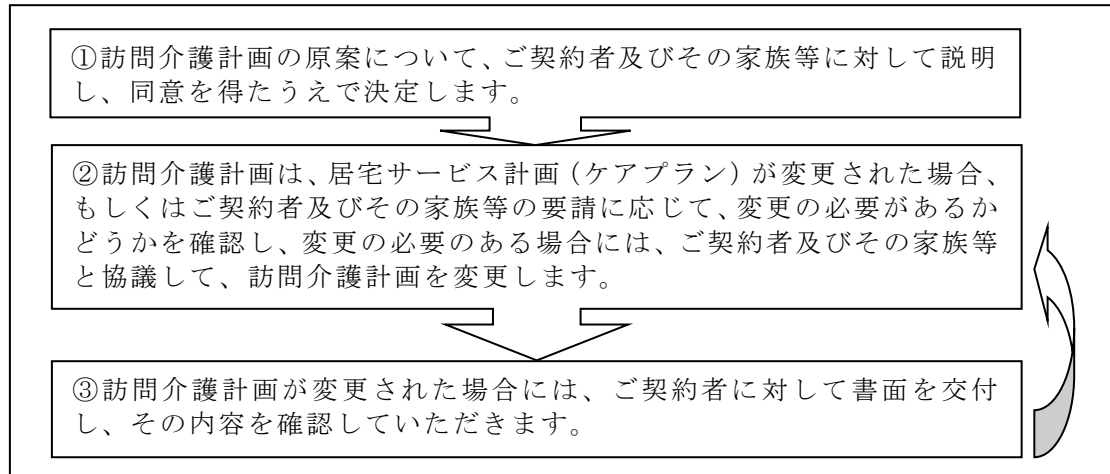
氏 名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

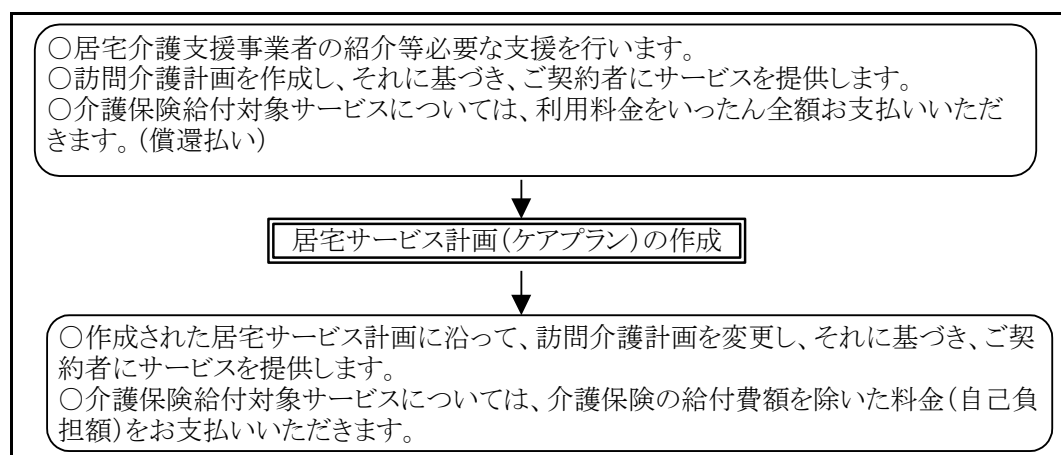
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
(契約書第3条参照)

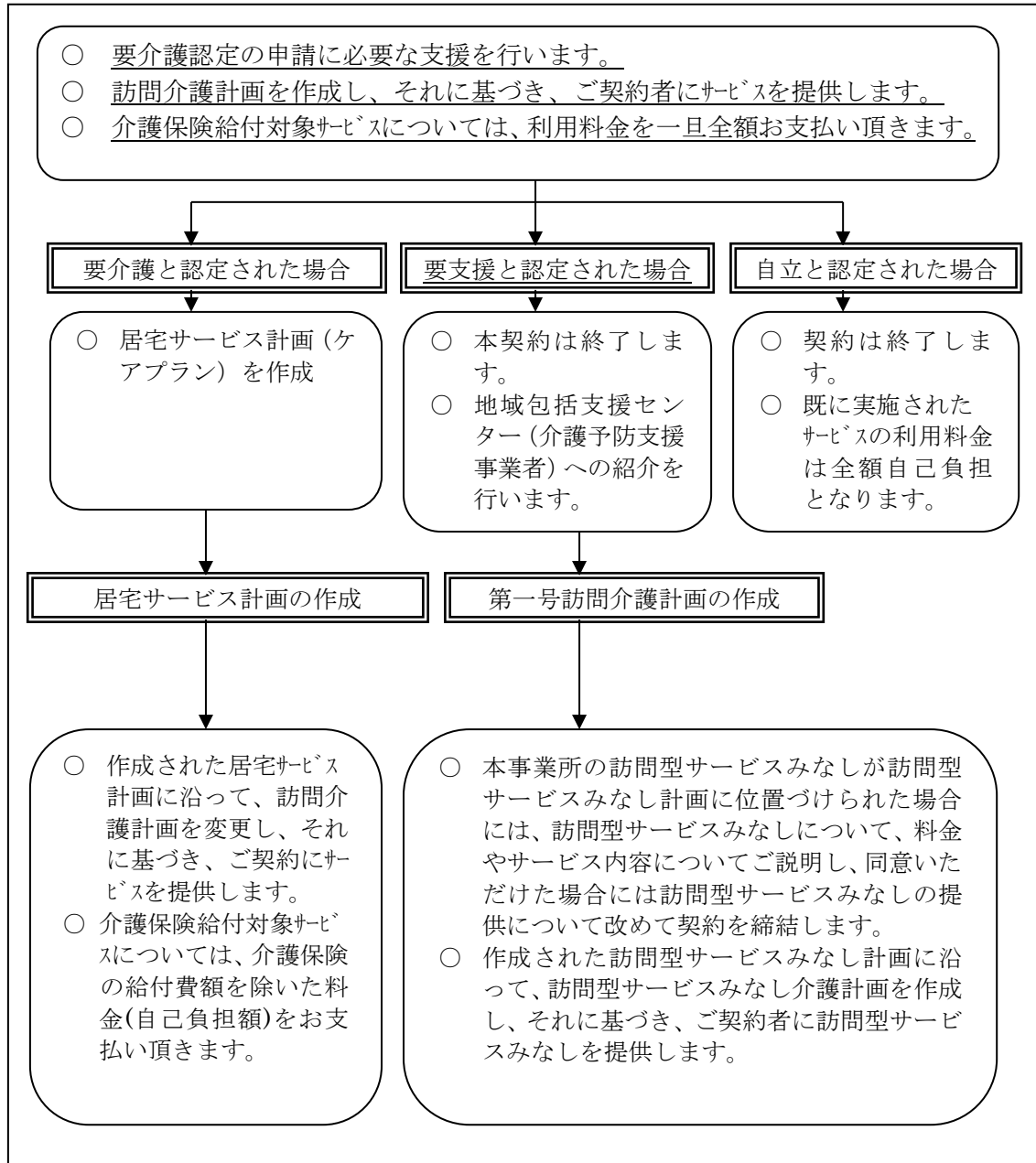


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、記録を整備した日から5年間保存するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

3. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第１９条、第２０条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第２１条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第１８条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。